2　施行日から地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日の前日までの間における新令第百五十五条の二十五の規定の適用については、同条第一号ハ(1)中「第六十八条の十五の二第二項（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）（連結親法人が同法第六十八条の九第二項に規定する中小連結親法人に該当する場合に限る。）、第六十八条の十五の三」とあるのは「第六十八条の十五の二」と、「であつて同項の規定の適用を受ける場合に限る」とあるのは「に限る」とする。

（連結事業年度における外国税額の控除に関する経過措置）

第十二条　新令第百五十五条の二十七第五項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）、第百五十五条の二十七の二から第百五十五条の二十七の四まで（連結国外所得金額）及び第百五十五条の二十八第三項（連結控除限度額の計算）の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十八年四月一日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（連結留保税額の個別帰属額の計算に関する経過措置）

第十三条　連結法人が平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき改正法附則第二十八条（特定同族会社の特別税率に関する経過措置）に規定する利子等に係る道府県民税（都民税を含む。）に係る旧令第百五十五条の四十三第二項第四号（連結留保税額の個別帰属額の計算）に規定する還付を受け又は充当される金額については、なお従前の例による。

（国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得に関する経過措置）

第十四条　新令第百七十七条（国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得）の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用し、外国法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

（外国法人に係る外国税額の控除に関する経過措置）

第十五条　新令第百九十三条第一項（国外所得金額）、第百九十四条第三項（控除限度額の計算）及び第百九十五条の二（地方法人税控除限度額）の規定は、外国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

（郵政民営化法施行令の一部改正）

第十六条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第九項中「第二条第十二号の七の四」を「第二条第十二号の七の二」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

地方法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十三号

地方法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）の施行に伴い、並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項、第三項及び第四項並びに第三十二条並びに附則第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方法人税法施行令（平成二十六年政令第百三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「内国法人」の下に「（「外国法人」を、「連結子法人」の下に「（「恒久的施設」を、「第二条第一号」の下に「、第二号」を、「第七号」の下に「、第十号の二」を、「規定する内国法人」の下に「、外国法人」を、「、連結子法人」の下に「、恒久的施設」を加える。

第三条第一項中「第四十二条の四第十一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この項及び第三項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第三項において「平成二十二年改正法」を「第五項において「平成二十二年改正法」に、「第三項において「平成二十三年改正法」を「第五項において「平成二十三年改正法」に、「第四十二条の五第五項又は」を「第四十二条の五第五項、」に、「第三項において「平成二十四年改正法」を「第五項において「平成二十四年改正法」に改め、「租税特別措置法第四十二条の十第五項」の下に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下この項及び第五項において「平成二十七年改正法」という。）附則第七十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四第十一項（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号。以下この項及び第五項において「平成二十五年改正法」という。）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「加算される」を「加算された」に、「第八項」を「第五項」に改め、同条第三項中「第十二条第三項」を「第十二条第四項」に改め、「第六十八条の九第十一項（平成二十五年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「第六十八条の十第五項又は」を「第六十八条の十第五項、」に改め、「租税特別措置法第六十八条の十四第五項」の下に「又は平成二十七年改正法附則第八十四条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における平成二十七年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九第十一項（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の平成二十五年改正法附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる平成二十五年改正法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「第六項」を「第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。